

6月13日（第1日）

6月13日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 平川博之 | 2番 | 酒永光志 |
| 3番 | 上本一男 | 4番 | 中下修司 |
| 5番 | 花野伸二 | 6番 | 浜先秀二 |
| 7番 | 上松英邦 | 8番 | 吉野伸康 |
| 9番 | 山本秀男 | 10番 | 野崎剛睦 |
| 11番 | 欠員 | 12番 | 片平司 |
| 13番 | 浜西金満 | 14番 | 山本一也 |
| 15番 | 新家勇二 | 16番 | 林久光 |
| 17番 | 登地靖徳 | 18番 | 欠員 |

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 市長 | 明岳周作 | 副市長 | 土手三生 |
| 教育長 | 御堂岡健 | 総務部長 | 仁城靖雄 |
| 市民生活部長 | 山井法男 | 福祉保健部長 | 山本修司 |
| 産業部長 | 長原和哉 | 土木建築部長 | 木村成弘 |
| 企画部長 | 渡辺高久 | 会計管理者 | 島津慎二 |
| 教育次長 | 小栗賢 | 危機管理監 | 加川英也 |
| 消防長 | 丸石正男 | 企業局長 | 道丹幸博 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|----------|------|
| 議会事務局長 | 志茂典幸 |
| 議会事務局長次長 | 前田憲浩 |

議事日程

日程第1 諸般の報告
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 追悼の式
日程第5 選挙第1号 議長の選挙
追加日程第1 選挙第2号 副議長の選挙
追加日程第2 常任委員の辞任について
追加日程第3 議会運営委員の選任について
追加日程第4 特別委員の辞任について
日程第6 議席の一部変更

日程第7 一般質問

開会（開議） 午前10時00分

○副議長（登地靖徳君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さんも朝早くから御苦勞でございます。どうぞよろしく願いいたします。
ただいまから平成29年第3回江田島市議会定例会を開きます。

ただいままでの出席議員は16名であります。

なお、山根啓志議長が去る6月1日に御逝去されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長の職を務めさせていただきますので、皆様方の御協力をよろしく願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

○副議長（登地靖徳君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げまして、平成29年第3回江田島市議会を開会するに当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

また、市民の皆様には、早朝から定例会の傍聴にお越しいただき、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、6月になりまして、オリーブの白い花が既に散り、枝の先には小さなつぼみの幼果が確認され、実になるための一歩を踏み出しております。

そうした中、私は、先週6日から8日まで全国市長会等で上京した際に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の布村副事務総長や内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部の平田事務局長とお会いすることができました。

4月の世界フィギュアスケート国別対抗戦の表彰式でも使っていただきました、江田島市でつくられましたオリーブ冠を「ぜひ、3年後の2020年の東京オリンピック・パラリンピックで協力させていただきたい。」とお願いをしてまいりました。

またオリーブ関係で、駐日ギリシャ大使館のルカス・カラツォリオ特命全権大使にもお会いすることができました。

このような機会を十分に活用し、本市の名産の一つでありますオリーブについてもさまざまな角度から宣伝し、数多くある江田島市の魅力と江田島市の名産であるカキやかんきつなど江田島ブランドを全国へ積極的にそして効果的に発信していきたいと考えております。

また、国民的アイドルグループのAKB48の姉妹グループで、瀬戸内海を拠点とす

るSTU48が活動を開始し、この瀬戸内海が注目を集めております。今後、江田島市におけるイベントにも参加していただけるよう要請してまいります。

このように、いろいろな機会を通して「恵み多き島えたじま」を知っていただき、来ていただき、そして住んでいただけるようにすることが「よりよいまちをつくる」という志を同じとしてきました山根議長の思いにも報いることだと思っております。

そのためにも、住む人も、訪れる人も「『ワクワクできる島』えたじま」を目指して、果敢にチャレンジしていきたいと意を強くしているところであります。

議員各位の一層の御支援と御協力を、切にお願い申し上げます。

さて、今議会では、江田島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例案や江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例案など、当面する市政の重要案件について御審議をお願いすることといたしております。

これら各案件につきましては後ほど御説明を申し上げます。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは5月開会の臨時会以後の市政の主な事柄につきまして、3項目報告を申し上げます。

まず第1点目が江田島市土地開発公社の業務報告についてでございます。

平成29年5月26日付で江田島市土地開発公社から、平成28年度の決算につきまして報告がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により別冊のとおり提出いたします。

同年度は、事業用地の新規取得及び処分がなく、保有地であります江田島市総合運動公園（第2工区）用地の維持管理に努めたことから、収益的収入及び支出については、収入が1,329円、支出が117,724円となり、資本的収入及び支出については、収入が0円、支出が22,000円となりました。引き続き、当該公社の業務の健全な運営が確保されるよう努めてまいります。

2点目が各種定期総会等についてでございます。

このことについて、別紙1のとおり開催され、市長、副市長及び関係部長が出席いたしました。

最後に3点目、工事請負契約の締結についてでございます。

別紙2のとおり契約を締結いたしております。

以上で報告を終わります。

○副議長（登地靖徳君）　以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成29年1月から平成29年4月に係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されております。ご覧いただくようお願いいたします。朗読は省略いたします。

以上で議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2　　会議録署名議員の指名

○副議長（登地靖徳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において9番 山本秀男議員、10番 片平 司議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○副議長（登地靖徳君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの7日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

日程第4 追悼の式

○副議長（登地靖徳君） 日程第4、追悼の式をとり行います。

これより準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

執行部の方も所定の位置へ移動してください。

○議会事務局長（志茂典幸君） 去る6月1日に御逝去されました山根啓志議長の功績をたたえるとともに、心より哀悼の意をあらわし、ここで1分間の黙禱をささげたいと思っております。

全員、御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。御着席願います。

これより故山根啓志議長に弔意をあらわし、追悼の言葉を述べさせていただきます。

まず、市議会を代表して登地靖徳副議長にお願いします。

○副議長（登地靖徳君） 追悼の言葉。去る6月1日に御逝去されました江田島市議会第3代議長、故山根啓志議員を悼み、市議会を代表いたしまして謹んで追悼の言葉を申し上げます。

本日、平成29年第3回江田島市議会定例会に際し、議長でありました18番議席、山根啓志議員のありし日の容姿に接することができず、議員一同惜別の情を禁じ得ないところであります。

顧みるに、あなたは生来の人情味あふれるお人柄から人望すこぶる厚く、またその卓越した識見と社会公共への強い思いがゆえに、地域住民の厚い信頼を得て、平成15年江田島町議会議員に初当選されました。平成16年11月、江田島市誕生により市議会議員となられ、通算4期14年議会議員として務めてこられました。また平成23年3月に副議長に就任。平成25年11月からは議長の大役を務められ、市議会の円滑なる

運営に尽くされ、議員一同の信望を一身に集めてこられました。一見、豪快でありながら繊細さを兼ね備え、人情味あふれる温かさ、また義に殉じながらも、信念を通す人柄で人心を集め、さまざまな課題に取り組んでこられました政治手腕は余人の追従を許さぬものであり、私どもも深く敬意をささげてまいったところでもあります。

昨年9月の入院当初は、お見舞いの際にすぐ復帰するからと話されておられ、公務に復帰されました。しかしながら、ことし4月ごろから体調が悪化し再入院となり、御家族、御親族の皆様の懸命な看護のかいもなく、帰らぬ旅に立たれました。このことは、故人にとっても市民にとっても無念の極みで、私は議員として、また親しくさせていただいた一人として、この議場であなたのための追悼の言葉を述べようとは夢にも思っておりませんでした。

御家族及びあなたを支え、信奉し、期待しておりました関係者の方々の胸中を拝察いたしますとき、言葉ではあらわせないほどの哀悼の念でいっぱいでございます。

本日ここにありし日の面影をしのび、生前の御功績をたたえつつ、心から御冥福をお祈り申し上げまして、私の追悼の言葉といたします。

平成29年6月13日 江田島市議会副議長 登地靖徳

○議会事務局長（志茂典幸君） 次に、執行部を代表いたしまして明岳周作市長にお願いいたします。

○市長（明岳周作君） 本日ここに、去る6月1日に御逝去されました山根啓志市議会議員の追悼の式を行うに当たり、執行部を代表いたしまして謹んでお悔やみを申し上げます。

山根議長は、平成15年、多くの住民の方々から支持を得て旧江田島町議会議員に初当選され、平成16年11月の江田島市誕生に伴い市議会議員となり、以降4期14年の長きにわたり市議会議員を務められました。特にこの4年間は江田島市議会議長として、類いまれな行政手腕を遺憾なく発揮され、時には議案審議に慎重を期し、時には大所高所から状況を判断し、円滑な議会運営に多大な御尽力をいただきました。

その山根議長が昨年9月、病の床に伏しました。そして入院中にもかかわらず、タブレットで議会の動向などを確認し、また一時退院を繰り返しながら議会運営に当たっていただいております。

御自身のことよりも議会や市政のことを常に御心配くださり、そのお姿に公人としての責任感や使命感、また郷土を思う心、そして周りへの優しさを強く感じたところでございます。

私も一日も早い御回復をお祈りしてまいりましたが、突然の訃報に接し、ただただ驚きと残念な気持ちでいっぱいでございます。

今、私は第3代の江田島市長としてこの場に立たせていただいております。これはちょうど1年前、山根議長や当時の田中市長にお会いした際に「江田島市をよりよいまちにしたい。」との熱い思いをお聞きし、ともにまちづくりをしようこの場に導いてくださったからであります。

また山根議長からは政治家として、人生の先輩として、江田島市を思う者として、多くのお言葉をいただきました。おかげさまでこうして順調に議員の皆様とともに市政を

推進することができますことを、本当に心から、心から感謝いたしております。

市政運営におきましては、まだまだ課題が山積しております。私たちは山根市議会議長の御遺志に添い、その業績を汚すことなく、江田島市の発展のためにより一層まい進してまいりますことを改めてお誓い申し上げるとともに、故人の安らかなる御冥福を心からお祈り申し上げ、ここに哀悼の意を表します。

平成29年6月13日 江田島市長 明岳周作

○議会議務局長（志茂典幸君） 以上で追悼の式を終わります。

御起立をお願いいたします。

礼。

御着席ください。

しばらくお待ちください。

○副議長（登地靖徳君） 以上で、追悼の式を終わります。

日程第5 選挙第1号 議長の選挙

○副議長（登地靖徳君） 日程第5、議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は、16名です。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番 平川博之議員から順次投票をお願いします。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 平川博之君、2番 酒永光志

君、3番 上本一男君を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票16票。無効投票0票。

有効投票のうち、登地靖徳君 16票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、私、登地靖徳が議長に当選いたしました。

私の議長当選について会議規則第32条第2項の規定によって、告知をいたします。

ただいま当選した私がおりますので、この場で御挨拶を申し上げます。

当選に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま議員各位の御推挙によりまして江田島市議会の議長に選ばれましたことは、この上ない光栄でございますと同時に、責任の重大さを痛感しているところでございます。

江田島市の発展と住民福祉の向上を目指し、議会が公平かつ円満に運営されますよう、誠心誠意努力する所存でございます。

さらには志を半ばで御逝去されました山根議長の志を私も多く受けとめて、山根議長の考えておることをこれからも実行していきたいと思っております。

議員各位の盛大なる御支援、御鞭撻をお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、議長就任の御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

(拍手)

○議長（登地靖徳君） お諮りします。私が議長に当選しましたので、副議長の選挙を日程に追加をし、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

ただいま追加された議案を配付いたしますので、暫時休憩といたします。

(休憩 10時37分)

(再開 10時39分)

○議長（登地靖徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 選挙第2号 副議長の選挙

追加日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は投票によって行います。

議場閉鎖の確認を命じます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は、16名です。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番 平川博之議員から順次投票をお願いします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番 中下修司君、5番 花野伸二君、6番 浜先秀二君を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票16票。無効投票0票。

有効投票のうち、林 久光君 16票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、林 久光君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された林 久光君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

林議員、当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○12番(林 久光君) 一言、御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位の御推挙によりまして、江田島市議会副議長の席をいただくことになりました。大変光栄に存じておるところでございますが、多々責任の重さを痛感をしておるところでございます。

もともとこの器ではございませんけど、皆様方の格別なる御支援をいただきながら公正にして円満な議会運営にまい進して、その職責を全うしたいと考えております。皆様方の御支援をさらにお願ひ申し上げまして、甚だ簡単ではございますが副議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(拍手)

○議長（登地靖徳君） お諮りします。

このたび、私が議長に当選したことにより常任委員の辞任についてを日程に追加をし、追加日程第2として議題といたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 常任委員の辞任について

○議長（登地靖徳君） 追加日程第2、常任委員の辞任についてを議題といたします。

このたび、私が議長に当選しましたが、現在、産業建設常任委員会に所属しております。議長として中立公平の立場を堅持するため、常任委員を辞任したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって常任委員を辞任することを決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 10時51分)

(再開 12時00分)

○議長（登地靖徳君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に先立ち、先ほど林久光議員から産業建設常任委員会委員長の辞任願ひが提出され、委員会条例第13条の規定により産業建設常任委員会で許可いたしました。

なお、林委員長の後任には、浜西金満君が互選されましたので御報告いたします。

次に先ほど林久光議員から交通問題調査特別委員会委員長の辞任願ひが提出され、委員会条例第13条の規定により交通問題調査特別委員会で許可いたしました。

なお、林委員長の後任には、片平司君が互選されましたので御報告いたします。

次に先ほど私、登地靖徳が庁舎建設等検討特別委員会副委員長の辞任願ひを提出し、委員会条例第13条の規定により庁舎建設等検討特別委員会で許可されました。

なお、私の後任には、山本秀男君が互選されましたので御報告いたします。

次に先ほど林 久光議員から議会運営委員会委員の辞任願いが提出され、委員会条例第14条の規定により議長においてこれを許可いたしました。

お諮りいたします。

林議員が議会運営委員を辞任されたことに伴い、議会運営委員の選任についてを日程に追加をし、追加日程第3として議題といたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 議会運営委員の選任について

○議長（登地靖徳君） 追加日程第3、議会運営委員の選任についてを行います。

お諮りします。

欠員に伴う議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、浜西金満君を指名したいと思いをします。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

したがって、浜西金満君を議会運営委員に選任することに決定しました。

お諮りいたします。

このたび、私が議長に当選したことにより特別委員の辞任についてを日程に追加をし、追加日程第4として議題といたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって特別委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第4 特別委員の辞任について

○議長（登地靖徳君） 追加日程第4、特別委員の辞任についてを議題といたします。

このたび、私が議長に当選しましたが、現在、庁舎建設等特別委員会に所属しております。議長として中立公平な立場を堅持するため、特別委員を辞任したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって特別委員を辞任することと決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 12時05分)

(再開 12時05分)

○議長（登地靖徳君） それでは、休憩を解きまして、議席についてを協議いたしましたと思います。

日程第6 議席の一部変更

○議長（登地靖徳君） 日程第6、議席の一部変更を行います。

先ほどの副議長の選挙に伴い、江田島市議会会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

1番から9番までは、ただいまの着席のとおりとし、10番は12番へ指定します。14番から16番までを、13番から15番に1番ずつ繰り下げ、17番は10番へ議席として指定します。なお、11番、18番は空席とし、16番は副議長、17番が議長の議席といたします。

お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

それでは、ただいまの指定した議席に、それぞれお着き願います。

この際、暫時休憩いたします。

13時10分まで休憩いたします。

(休憩 12時06分)

(再開 13時10分)

○議長（登地靖徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 一般質問

○議長（登地靖徳君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

最初の質問、答弁は登壇し、通告項目について質問、答弁を行う総括質問方式、再質問から質問、答弁は自席で行う一問一答方式となっていますので、よろしく願いいたします。また、類似した質問要旨は、議事進行の観点から重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは13番 浜西金満議員。

○13番（浜西金満君） 13番議員浜西金満です。前山根議長に対して改めて敬意を表します。

それでは、通告に従いまして1問質問いたします。

本市の人口減少対策について。

本市の人口は、平成27年国勢調査の確定値によれば、5年前の前回調査より約2,700人少ない2万4,339人、人口減少率は県内市町で3番目に高い数値の10.0%となっています。

市長は施政方針の中で「『ワクワクできる島』えたじま」づくりに向け、「しごとの創出」「子育てしやすい環境づくり」及び「健康寿命の延伸」の3つを重点テーマとして掲げつつ、これまで築いてきた成果を生かし、新たなチャレンジを重ねることにより、人口減少傾向の改善に取り組んでいくと言われました。

本市も移住・定住促進関連施策として、空き家バンク制度、奨学金への補助制度、東京江田島ファン倶楽部の設立、おれんじ号の運行、起業支援事業補助金など人口減少に対する危機感とそれを打破するための取り組みを推進していくという信念に基づき実施されていますが、全国的な動向を見てもわかるように、人口減少傾向の改善は容易にし得るものではありません。

人口減少は、本市にとって最も重視する課題であり、今後も改善を強力に推し進めていかななくてはならないと考えますが、今後の市長の考えを伺います。

○議長（登地靖徳君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 浜西議員さんから本市の人口減少対策についての御質問をいただきました。お答えさせていただきます。

本市の人口は、戦後から一貫して減少傾向にありまして、残念ながら推計ではあと23年後の平成52年には約1万3,800人に減少すると見込まれております。我が国全体に目を転じますと、平成27年国勢調査によれば、今から97年前になりますが大正9年の調査開始以来初めて人口が減少いたしております。また、人口が増加した自治体は都道府県では47のうち8、市町村数では1,719のうち300しかなく大変厳しい状況となっております。

人口減少の要因は生まれてくる方より亡くなる方が多いこと、また市内へ転入される方より就職や結婚などを契機として市外へ転出される方が多いことに尽きます。このため施政方針でも申し上げたとおり、本市としては1つ目として新たな宿泊観光関連施設の整備や、廃校跡地を利用した企業誘致などによる仕事の創出、2つ目として子供の通学費や奨学金の返還支援などによる子育てしやすい環境づくり、3つ目としましていきいき百歳体操や老人クラブ等の活動支援などによる健康寿命の延伸などの具体的な施策を今後推し進めてまいります。また国際大会への本市で作成したオリーブ冠などの提供など、明るい話題を創出し、江田島市のブランド価値を高めることによって認知度の向上、並びに人的・経済的交流の促進を図ってまいります。

なお、人口や財源に限られる本市において、人口が多く財政基盤の豊かな都市部の自治体と施策において競合し、優位性を保つことは困難であると考えております。しかしながら本市としては、都市圏に近く、かんきつ、カキなどの特産品に恵まれ、居住やアクティビティに適した穏やかで美しい地勢といった強みがございます。多様な地帯の参画のもと、こうした江田島市の強みを生かしつつ、施策を展開することによって市民満足度が高く、多くの交流人口が行き交う「『ワクワクできる島』えたじま」づくりを強

方に推し進め、本市の最重要課題であります人口減少傾向の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 13番 浜西議員。

○13番（浜西金満君） 何点か再質問させていただきます。

施政方針でもありましたように国際大会でのオリーブ冠の提供、明るい話題を創出し、江田島ブランドを価値観に高めることにより、認知度の向上並びに人的・経済的交流の促進を図っていくということですが、もう少しちょっと具体的なことを、施策があるかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 人的交流、経済的交流ということの質問だと思います。

市の総合計画では、総観光客数100万人の達成を目標に掲げております。本市への来訪という人の流れが生じてくれば、飲食や物販等の消費も付随してまいると思っております。

また市長の答弁にもございましたが、オリーブ冠によるPRのほか、宿泊観光関連施設の整備、体験・交流プログラムの整備、アクティビティの振興、6次産業化支援、起業支援、公共交通の利便性の向上などさまざまな施策に取り組むことによって、その実現を図ってまいりたいと考えておるということでございます。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 13番 浜西議員。

○13番（浜西金満君） どうもありがとうございます。

それでは、市長の答弁にもありましたように本市は広島市、呉市に近く特産物に恵まれている、気候が穏やかで雨も少ないというような強みをどのように具体的に定住につなげていくかということをお尋ねいたします。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 本市の強みをどのように定住につなげていくかという御質問でございます。

今、市の人口ビジョンに掲げておりますとおり、本市の人口減少は若年層の進学、就職あるいは結婚などによったものを契機とした転出傾向が大きな要因であると考えております。市内への仕事づくりが必要ということも重々考えております。しかしながら仕事が幾らあってもその土地のことを知らないし、何も縁がないという土地が居住地として選ばれる可能性は限りなく低いと考えております。

人が居住地を定めるに至るまではいろんな段階があると思っております。まずは江田島市をPRによって本市江田島市を知ってもらって、観光などを切り口とした来訪によって島の環境や暮らしに引かれる方との縁をつくって行って、最終的には暮らしの環境を整えていくことによって、島で住みたい、住み続けたいと思える方をふやしていくことで定住人口の増加につなげてまいりたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 13番 浜西議員。

○13番（浜西金満君） それでは、平成29年度予算に定住促進に関連する予算が複数計上されています。これまで定住のどのようによく実績を上げたか、数字的なもので教えていただきたいと思っております。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 定住の実績でございますが、交流促進課のほうで把握している数字となりますが、空き家バンクなどの市の定住施策を活用して移住された方の数値でございます。平成19年度から28年度までの10年間で128世帯274名と把握しております。また平成28年度においては11世帯26名でございます。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 13番 浜西議員。

○13番（浜西金満君） それではちょっとPRのことで、移住定住促進に関するPR隊とかPR活動のようなものが具体的にどのように行っているかということをお教えください。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 移住定住促進に係るPR活動でございますが、平成28年度で申し上げますと、全て東京で行われているものですが、移住希望者が相談に来られる定住フェア、島の魅力を多くの方に伝え、島への縁につながるきっかけを生み出すことを目的としたイベントでありますアイランダーというのがございます。毎年1月に移住・交流促進機構が開催する移住希望者や地域おこし協力隊募集のフェアとなりますものに参加しております。そういうことに参加しながら関東圏、東京での江田島市のPR活動を行っております。

そのほかにも江田島市のPR動画、江田島市定住促進プロモーションビデオ、地域おこし協力隊により作成された江田島人物図鑑などが江田島市のホームページに掲載されております。

また、紙媒体としましては江田島市定住パンフレットなどによって随時江田島市のPRに取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 13番 浜西議員。

○13番（浜西金満君） 今までももちろん何年間もいろんな施策をしまして、いろいろ成果も上げてきておられると思いますが、今から新しい取り組み、今後こういうことをしていきたいというようなものがありましたら、教えていただけますか。

○議長（登地靖徳君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 今後の取り組みのことでございますが、本年度は5月に江田島市沖美町が移住者受け入れモデル地域として指定を受けております。これは県の情報発信媒体や東京での相談窓口で優先して紹介してもらえるとということになっております。市といたしましては、モデル地域内にある沖美就業改善センターを定住促進の拠点施設として有効活用することとしております。また、定住促進通学費支援事業や定住促進奨学金返還支援事業といった本年度の新規事業につきましても人口動向や市民満足度ポイントなどにより事業効果の検証を行いつつ取り組んでまいりたいとこのように考

えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 13番 浜西議員。

○13番（浜西金満君） 日本全国、特に都市圏以外は日本の人口に減少が歯どめがかかっておりません。全体の傾向は厳しいですが、先日、日曜日の中国新聞にも出てましたように山間部や離島の一部では転入者の数が転出者を上回る、いわゆる社会増となっております。2015年の国勢調査では同じ中国地方の島根県邑南町、高知県三原村、岩手県栗島浦村などが、いわゆる社会増を実現しております。全然、山間部とか島嶼部ということはハンディキャップにならないと思います。ふえた理由は、地方移住です。UターンもIターンもあります。田園回帰という静かな地殻変動が起こっております。

最後に私の思いでございますが、人が住み続けたいという理由は、その人がそのまちを好きで愛着を持っていることが大きな要因であると考えられます。今、議場に議員始め職員さん、モニター見とる職員さんもおられると思います。その方が学校の同窓会、いろんな出張先とか、こちらであるいろんな役員をされておりますから、広島や呉なんか、あるいは東京なんかに行くこともあると思いますが、そういうところでいろんな人と出会うと思います。結局、私が言いたいのは、PR隊は江田島市住民全員がPR隊。住民全員がPR隊で江田島市のよさをアピールしていけば、江田島市も移住促進につながっていくと思います。今こそ江田島市の底力を見せ、人口減少に歯どめをかけていきましょう。

質問を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で、13番 浜西議員の一般質問を終わります。

2番 酒永光志議員。

○2番（酒永光志君） 皆さん、こんにちは。

傍聴席の皆様、本日は傍聴まことにありがとうございます。

2番議員の酒永光志、通告に従い、1点の一般質問をいたします。

山根前議長がこれまでは後ろから「酒永、頑張れ」と言って応援していただいていたんですが、本日は前からしっかり頑張れと応援してくれておるのでございますので、頑張って質問に入らせていただきます。

質問事項は、地方自治法等の一部を改正する法律案についてでございます。

現在会期中の第193回通常国会に、地方自治法等の一部を改正する法律案が提出され、6月2日に法律が成立いたしました。

今回の改正で地方自治法の一部改正に関する事項は、1、内部統制に関する方針の策定等、2、監査制度の充実強化、3、決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備、4、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等、以上4点が主な柱となっております。いずれも地方行政に関する重要な改正であります。

改正法の施行期日は平成32年4月1日ですが、2番目の監査制度の充実強化に関する改正の一部及び4番目の地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等の改正は平成30年4月1日の施行期日となっており、地方自治体において早急な検討・取り組みが必要と思われませんが、本市の考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（登地靖徳君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 酒永議員から地方自治法等の一部を改正する法律案について4点の御質問をいただきました。順にお答えさせていただきます。

まず1点目の内部統制に関する方針の策定等についてでございます。

内部統制とは、違法行為、不正、ミスなどを発生させることなく、法令や所定の基準、手続等に基づいて業務が健全かつ効率的に運営されるよう、組織みずからが自立的に管理統制を行う仕組み、機能のことです。すなわち不正な業務停止の防止、直接住民に影響のあるミスをなくすなどの仕組み・機能を各自治体が構築することです。

このたびの一部改正では内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することは、都道府県や政令市においては組織や予算の規模が大きく、制度化された場合、十分に対応できる体制が整っていることから必須となっております。また本市を含むその他の市町村では努力義務となっております。しかしながら本市の業務におきまして権限移譲や制度の改正等で事務が多種多様化し、不適正な事務処理のリスクが高まる可能性がありまして、こうした現在の状況を課題として認識いたしております。したがって市民の皆様から信頼される市政運営を確保するためには、内部統制体制が機能している組織であることが大切であると考えております。したがって今後はモデルとなります県や政令市、また国からの情報提供を踏まえまして本市の組織規模や特性に合った方針等を策定してまいります。

次に、2点目の監査制度の充実強化についてでございます。

現在、地方自治体ではそれぞれの方法で監査を行っているため、判断基準や職務上の義務の範囲が不明確となっております。統一的な基準が必要とされております。

このたびの一部改正では、監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準を策定し実施することとされております。その監査基準につきましては、国から統一的な指針等が示される予定でございますので、その助言を参考に本市の実情等を勘案しながら、監査委員において監査基準を策定することとなります。

その他の監査制度の監視性につきましては、勧告制度の創設や議選監査委員の選任の義務づけの緩和、監査専門委員の創設などがあります。これらにつきましても、本市の監査方法の実情を踏まえ、監査委員や議会の皆様とも御相談をさせていただきながら、また専門的な監査の方法はどうあるべきかなど含めまして監査制度をより有効に機能させるために検討してまいります。

次に、3点目の決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備についてでございます。

このたびの一部改正では、地方公共団体の長等は決算不認定の場合に当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表することとされております。決算不認定となった場合には、法律に従い適切に対応してまいります。

本市では、これまでに決算が不認定となったことはございません。しかしながら、議会決算審査特別委員会での指摘事項や、議員の皆さんからの要望などにつきましては、

その内容を全職員が情報共有し、課題を認識できる仕組みを構築いたしております。また決算事務説明会や研修を通して、適正な財務事務の執行に努めているところでございます。このような取り組みを着実にを行うことによりまして引き続き事務の適正化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、4点目の地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等についてでございます。

このたびの一部改正では、条例において長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責するものを定めることを可能にしております。この場合におきまして、条例で定める場合の免責に関する参酌基準や責任の下限額は国が設定することとなっております。

今後、国や各自治体の動向に注視し、法の施行期日を念頭に置きまして条例等の整備をしてまいります。

本市としましては、今回の法律改正を真摯に受けとめまして、市民の皆様から信頼される市政の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） それでは、再質問いたします。

1点目の内部統制に関する方針の策定等でございます。

国は地方自治法等の一部を改正する法律案の要項では、地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針で、次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われるための方針であり、また次に掲げるものとは、財務に関する事務その他省令で定める事務のほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるものとあります。

そもそも内部統制に関する方針とはどのようなものか、再質問をしようと思っていたのですが、市長答弁でより具体がなされたのでこれはスルーすることいたします。

今後は、モデルとなる県や政令市、国からの情報提供を踏まえ、本市の組織規模や特性に合った方針等を策定すると、大変前向きな答弁がありました。

そこでその策定期間についてお伺いします。この条項の施行期日は平成32年4月1日となっておりますが、どの時期を目標とされるか。現時点での思いを伺います。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 本市における内部統制に関する方針の策定期間についてのお尋ねでございます。

内部統制に関する今回の法改正での施行時期は議員おっしゃるとおり平成32年度というふうになっております。これは、都道府県や政令市、こういったことが大規模な自治体というのは体制が整っておるからということも市長答弁の中にもあったことでございます。そのため3年後にスタートということになっております。

また、地方制度調査会の答申におきましては、本市のような小規模な自治体というのは県や政令市を参考とし、国や県が必要な情報を提供していくべきだというふうに言っておりますので、このようなことから本市におきましてはモデルとしての県や政令市がスタートした平成32年度の後、その国などの助言を受けながら状況を踏まえて策定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 方針を定めた場合、その評価報告の作成、監査委員の審査、議会への提出と公表等が必要になりますが、より健全な財政運営や横断的なコンプライアンスの向上につながる方針と私は思っております。ぜひ早期の策定に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、2点目の監査制度の充実強化についてでございます。

今回の改正においては、監査基準に従った監査等の実施や監査委員の権限強化、監査体制の見直し等が図られております。今後、監査委員や議会とも相談しながら監査制度をより有効に機能させるために検討すると答弁にありました。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

その中で監査体制の見直しにおいて、条例による議会選出監査委員の選任の義務づけが緩和され、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができることとされましたが、本市としてどのようにお考えか伺います。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 議選監査委員についてのお尋ねでございます。

議選監査委員につきましては、地方自治法が制定されたときから置かれておりまして、市長に対峙できるという立場から選出されておるといふ点、また議会が果たすべきチェック機能の一環として必要であるといふことが言われております。

また監査結果を指摘する場合におきまして、執行部側に緊張感が生まれるという意見もございまして。しかし議選監査委員には短期で交代する例が日本ではほかの各地で多くあることといふことは独立性、専門性などが不十分ではないかという意見もあります。また議員の皆様方、議会の審議の中で執行部のチェック機能を果たしていくといふことも考えられます。

本市としては、本市の議選監査委員については4年とか2年とかいふふうに長きにわたって議員を務められております。また、その議選委員さんでも財務や事務に精通した方でございます。また、議会選出の監査委員さんの任期が今年度10月末が任期となっておりまして、11月から新たに4年の新しい任期が始まるということもございまして。このようなことから本市といたしましては、今後監査委員の基準やその独立性、専門性の問題も含めてそういった監査体制のあり方を検討する中で議会選出の監査委員の皆様方や議会の皆様方と御相談させていただきながら、方針決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 監査制度の充実強化に関する改正の施行期日は、冒頭申し上げましたようにその一部は平成30年4月1日施行となっています。議会選出監査委員の改正については、これに当たりますので早急な方針決定が必要と思います。市長が言われたように執行部と監査委員との調整、あるいは議会との調整が必須と思われるので早目早目の取り組みをお願いいたします。

次に3点目の決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備についてでございます。

自治法第233条、これは決算に関する条項でございますが、その第7項にこのたび加えられたもので、地方公共団体の長等は決算不認定の場合に当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかにその内容を議会に報告、また公表が義務づけられました。

そこでお聞きします。当該不認定を踏まえて、必要と認める措置を講ずるとありますが、これについては具体的にどのようなことでしょうか。お聞きいたします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 決算不認定の措置についてのお尋ねでございます。

議会での決算認定は歳入歳出予算の執行の実績の確認をし、その良い悪いなどを審査するものでございます。しかしながら、議会が決算認定しない場合におきましても、決算に対する法的拘束力に影響は今はありません。この制度で今回改正におきまして議会におかれましては決算不認定とし、その理由をお示しいただいたならば、そういった場合におきましてその指摘した問題点に対して市長が説明責任を果たすというものでございます。

総務省の決算不認定に関する調べによりますと、この2年間で市町村では31団体37件の決算不認定がありました。決算不認定の主な理由といたしましては、不適正な会計処理、そして不正な支出が認められたということでございます。

本市では決算不認定となった場合におきましては、まずその事案の事実の確認、そして原因の早期究明を行います。次に事務の執行体制やチェック体制の再構築、そして適正化を行いまして、マニュアル等の整備を再構築していくこととしております。次に不適正な事務にならないようにしてまいりたいというふうに考えております。また公務員倫理や服務規律の徹底、人事、組織の活性化、職場風土の改善などこういうことも考えられます。このような検証や結果を見出しまして、また改善方法、そういった対応内容、これをまとめまして議会の皆様方に報告し、それをまた公表していくということが今回の場合の措置だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） この条項についても施行期日は平成30年4月1日となっております。答弁にありましたが本市においてこれまで決算不認定という事態はありませんけれども、他の自治体ではまれにあることと思います。これまで議会が決算を認定しなかった場合でも総務部長の説明にあったように決算には影響はありません。不認定されただけの処理に終わり、翌年度への継承だけにとどまっておりました。法施行後は講

じた措置を議会への報告と公表が義務づけられたものであります。適切な予算執行、行政運営を行えば決算不認定ということにはならないと思いますので、執行部はよろしくお願いしたいと思います。

次に、4点目の地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等についてでございます。

市長の答弁では、国や各自治体の動向に注視し、法の施行期日を念頭に置き、条例等の整備をしていくとのことですが、現在、本市における長や職員等の市に対する損害賠償責任についてはどのようになっているか、お聞きいたします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 市長や職員が公務員として行ったその公務によって損害賠償責任がなされた場合の対策についてですけれども、今は個人が団体地方公務員賠償責任保険というものがございます。こちらに加入しておるといところでございます。

この保険は全国地方職員福利厚生協議会や広島県の市町村職員共済組合が販売しておるといものでございます。先ほど言いましたように個人での加入ということでございます。ですので、本市で入っておる加入数は現在33名程度でございます。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 今回の改正は答弁でありましたように長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、善意で重大な過失がないときは条例で賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責するものを定めることができるというものであります。

訴訟社会が進展する中、市は多種多様な市民ニーズにも応えていかねばなりません。そこには賠償責任が発生する危惧はいつもあると思います。職務を着実に執行していく中で職員が賠償責任を負うようなことがあってはなりません、職員個人としての対処も必要であると私は思います。

私は市職員の折、個人でこのような場合の賠償責任保険に加入しておりました。現在33名の職員の方が私的に賠償責任保険に加入しておるといことをお聞きしました。

私は個人ではなく団体で加入できるこのような賠償責任保険がないのか、そこらあたりをお聞きいたします。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） これは団体としての加入はありません。今、先ほど2つ保険会社名を言いましたけれども、そういったところについても全て個人加入ということになっております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 個人で自分の責任として保険料を払っていかなければいけないということでございます。ただ、公平に着実に職務していく中で職員は必ず市民から反発を受ける場合があります。市民の反発があってもやっつけていかなければいけない、それに対してひょっとしたらそういう訴訟によって賠償責任を負うことがあるかもわかりません。ですから私は職員のためにも、全員とは言わないですがある程度責任の持てる職責の職員さんにはこういう賠償責任保険に加入をしていただくように市としても奨励

していかなければいけないんじゃないかなと思いますし、もう一つはやはりその保険料がいかにわかりませんが、市としてもそういう公平公正な職務によって必ずそういう訴訟が起きてくるということになってきますと、やはり保険料の助成といいますか、そこらあたりは考えるべきではないかと思うんですが、これについてはどうでしょうか。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） これは個人の保険ということもございまして、補助というかそういうのがなかなか難しいのかなというふうに思っております。金額的にも例えば1億円の保証ということになります。損害賠償だけではなく訴訟に含めても限度で1億円だとすると保険料が年間で6, 300円程度だというふうに思っておりますので、今現在その補助制度というのは考えておりませんが、先ほど議員おっしゃるように幹部職員を中心にこれにも加入できるような情報提供はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 職員に対して賠償責任保険制度についての周知というのは、これ絶対に必要だと思います。みずからのことはみずから守る姿勢もやはりこれは職員個人としてもやっていかななくてはいけないことだと思います。条例の整備はもちろのこと、私はこの機会にそういった制度周知もぜひとも総務部のほうから職員のほうにやっていただきたいと、このように思います。

総務部長、どうでしょうか。

○議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 先ほどもお話ししましたように、訴訟はいつなるとも限らないということもございしますので、今回のこの地方自治法改正ということのきっかけに損害賠償責任の話がまたこういったクローズアップされました。そういった中で幹部職員を中心にまたその情報提供をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 市長は最後の答弁に今回の法律改正を真摯に受けとめ、住民から信頼される市政の実現を目指すとありました。その意見はよしでございます。頑張ってくださいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（登地靖徳君） 以上で、2番 酒永議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

14時10分まで休憩いたします。

（休憩 13時56分）

（再開 14時10分）

○議長（登地靖徳君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 皆さん、こんにちは。傍聴者の皆さん、御苦勞さまでござい

ます。よろしくお願ひいたします。

9番議員 山本秀男は、通告に従いまして3問質問いたします。

質問の前に山根前議長の御冥福をお祈りいたします。

それでは、まず1問目は公園整備計画についてでございます。

公園は市民のレクリエーションの空間となるほか、健康増進・自然との触れ合い、観光、地域間交流等で市民に寄与するとともに、地震などの災害時には避難地・避難経路となるなど、市民の生活に欠かせない多様な機能を有する都市の根幹的な施設であります。また一方では、少子高齢化の進展等により、公園に対するニーズも変化していると思ひます。

そのような中、平成29年度新規事業の鹿田公園外都市基幹公園等整備事業について計画をしております。それについて3点ほどお伺ひいたします。

1点目、5つの都市基幹公園等の整備内容等を検討し、計画的に整備していくとあるが、他の公園の計画等はどうでしょうか。

2点目、鹿田公園はオリーブ公園として方向づけをしていますが、他の4公園はどのように考えておるのか。

3点目、土地開発公社が用地を取得して未共用となっている都市公園がございます。その江田島市立総合運動公園はどのように考えているのか。

2問目は、施設の適正管理についてでございます。

本市では、昭和20年に水害、昭和53年に約1,000ヘクタールを焼失した山火事の発生により砂防堰堤を数カ所設置するも、その後、山林・農地や市道・里道・農道等も荒れた状況が見受けられます。応急処置が必要な箇所も見られます。そこで、次の2点についてお伺ひいたします。

1点目、荒れた田畑がふえている中、イノシシによる里道、水路、落石、崖崩れなどの災害対策はどのように考えているのか。また、砂防堰堤、市管理の急傾斜地、林地崩壊対策、里道・水路等の法定外公共物の管理は適切に行われているのか。

2点目、法定外公共物の改良や補修について受益者負担を求めているが、公共施設の受益は市民全体であり、特定の個人が受けるものではないと考えます。なぜ市民に負担を求めるのでしょうか。

3点目は、本市の消防団員についてお伺ひいたします。

消防団員は、地域の安全安心を担っております。初期対応は分団員が出動しなければなりません。消防団員は災害時において必要不可欠な存在であると考えております。それで次の2点についてお伺ひいたします。

本市における各分団の消防団員は定数に達しているのか。

平日の災害時に出動できる体制は整っているのか。また、各分団の消防車両を出動させるためには何人必要でしょうか。

以上、3項目についてよろしくお願ひいたします。

○議長（登地靖徳君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 山本秀男議員から3項目7点の御質問をいただきました。項

目ごとに順にお答えさせていただきます。なお、質問が多岐にわたりますので、答弁が長くなりますが、御容赦願いたいと思います。

まず1項目めの公園整備計画についてお答えさせていただきます。

初めに都市基幹公園等の整備の基本的な考え方を御説明させていただき、その後、3点の御質問に順に回答をさせていただきます。

御質問にあります鹿田公園外都市基幹公園等の整備事業につきましては、各町に設置され本市の基幹となる公園であります江田島公園、能美運動公園、鹿川水源地公園、鹿田公園及び江田島市総合運動公園の5つの公園を対象にそれぞれの公園の特色を生かしつつ新たな役割や魅力を創出するため、整備内容や管理運営方法などについて検討した上で基本構想を策定し、計画的に整備しようとするものでございます。議員御指摘のとおり、人口減少や少子高齢化の進展に伴う公園に対するニーズの変化、観光交流における公園の役割の拡大など、公園を取り巻く環境は大きく変化をしております。こうした状況の変化に対応し、住む人も、訪れる人も「『ワクワクできる島』えたじま」を実現するため、公園の魅力向上に取り組むことといたしました。

それでは1点目の他の公園の計画等についてでございます。

本市には5つの都市基幹公園等を含め全部で79の公園等がありまして、これらの公園等の今後のあり方を示すため公園等の管理活用計画を策定中でございます。この計画では公園等の効果的な整備による利用促進、再編整備及び管理の効率化などを柱として取りまとめることといたしております。5つの都市基幹公園等以外の公園につきましても、この計画の中でそれぞれの取り組み方針を示してまいりたいと考えております。

次に2点目の公園の方向づけについてでございます。

まず鹿田公園につきましては、オリーブ公園化を見据え、基本計画まで策定をしたいと考えております。オリーブ振興と公園のさらなる活用に関係部署が連携して取り組む中で、立地場所や公園の利用状況、効率的な整備の可能性等を総合的に検討し、相乗効果も見込まれる鹿田公園をオリーブ公園化することが公園の新たな魅力の創出にもつながるものと判断したものであります。

一方で残る4公園につきましても、関係部署と連携協議しながら、それぞれの公園の特色を生かしつつ、新たな役割や魅力の創出に資する整備方針を検討し、今年度末までには基本構想として取りまとめたいと考えております。

最後に3点目の江田島市総合運動公園についてでございます。

江田島市総合運動公園は、全体計画面積が約21ヘクタールと本市で最も大きい都市計画公園でございます。現在はこのうち約14ヘクタールを総合運動公園として活用しており、残る約7ヘクタールにつきましては江田島市土地開発公社が所有したままとなっております。この未活用となっている用地も含めまして整備方針を検討することとしておりますので、その中で方向性を示したいと考えているところでございます。

続きまして2項目めの施設の適正管理について2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のイノシシによる災害対策と施設の管理についてでございます。

イノシシによる被害を受けた里道・水路の補修につきましては、江田島市法定外公共

物の道路及び排水路改修工事に関する補助金交付要綱により対応をしております。その内容は、里道につきましては通常の補助率75%のところを有害鳥獣による被害ということで5%上積みをし、補助率80%で補助をしております。なお農道・林道の被害対策につきましては、市において落石の除去や緊急道に応じて維持修繕工事を実施しております。

また砂防堰堤、急傾斜地、林地崩壊対策施設、里道・水路等の法定外公共物の管理につきましてはそれぞれの施設管理者において適正な維持管理に努めているところでございます。

まず砂防堰堤は施設管理者であります広島県においておおむね5年に1回の頻度で定期点検を実施するとともに、市民の皆様から情報提供があった場合や、災害が発生したときなどは県と市が連携して調査を行い、施設の異常などを見つけた場合には必要な対策を講じているところでございます。

急傾斜地崩壊防止施設は、県が設置した施設につきましては県が平成28年度そして29年度の2カ年で点検を実施し、その後はおおむね5年に1回の頻度で定期点検を実施する予定でございます。また施設内の草刈りや木の伐採、水路の清掃などの維持管理につきましては県からの事務移譲により本市が地元要望も踏まえながら予算の範囲内で順次実施いたしております。なお、市が設置した急傾斜地崩壊防止施設を含めたインフラ施設につきましては、定期パトロールを実施するとともにこれまでと同様に自治会や市民の皆様からの情報提供をしていただきながら、異常の早期発見に努め、必要に応じた対策をその都度実施することといたしております。

林地崩壊対策施設については、県営事業で実施しており、整備後は保安林として管理しております。植樹等を実施した箇所につきましては、間伐や除伐を実施し保安林としての機能を維持しております。

また堰堤につきましては、その機能が損なわれた場合には新たに上流あるいは下流に施設を設置することになります。

吹きつけのり枠についてはその機能を損なうような状況となった場合は改修工事を施工することになっております。

最後に里道・水路等の法定外公共物についてでございます。

法定外公共物は市内に約3,000キロメートルあり、限られた予算と人員の中にあつて、全ての施設を市が点検することは困難でございます。このため自治会や利用者の皆様からの情報提供等をもとに地域の皆様との協働により適正な維持管理に努めているところでございます。

次に2点目の法定外公共物の受益者負担についてでございます。

里道や水路などの法定外公共物につきましては、災害により被災した場合や断面の大きな水路の改修などは管理者である市が直接実施し、通常の維持管理に伴う改修工事、これは工事費の一部を負担していただきながら地域の皆様の実施していただいております。

この工事費の一部を負担する受益者負担の考えは、里道・水路が国道・県道や市道など不特定多数のものが利用する公共性の高い施設、あるいは大きな河川のように氾濫す

れば多くの人たちが浸水被害を受ける施設とは違い、利益を受ける人がその地域に限定されており、負担の公平性を図る観点から導入されたものでございます。

合併前において旧江田島町を除く3町では、地元が自主的に施工する場合に町から補助金等を交付する制度をとっていたことから、法定協議会において新市において調整することで合意され、合併後に統一した制度として江田島市法定外公共物の道路及び排水路改修工事に関する補助金交付要綱を制定し、運用をしているものでございます。この補助金交付要綱は、平成25年4月に支援拡充の要望等を受けまして、里道においては70%の補助率を75%に、水路においては70%の補助率を90%に引き上げるなど、支援制度の充実を図るための改正を行っております。

また里道・水路は先人たちが日々の生活の中で築き上げ、受け継いできた地域の財産でもあります。今後、人口減少に伴いさらに厳しくなると見込まれる財政状況や人員の中にあつて、地域の財産を未来に引き継いでいくためには地域の皆様にも市の経営者の立場に立っていただき、自分たちの財産は自分たちで守るとの熱意と、共助の精神による協働のまちづくりを推進していきたいと考えております。

市民の皆様にはこのような趣旨をどうか御理解いただき、受益者負担への御協力をお願いしたいと思います。

続きまして3項目めの本市の消防団について、2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の本市における各分団の消防団員の定数についてでございます。

江田島市消防団の分団数は17分団で、条例定数は614人以内となっております。6月1日現在の実員は団・本部員と合わせて512名となっており、定員に達していない分団数は14分団であります。なお、条例定数につきましては余裕を持って設定しております。本市における災害状況を考えますと、現団員数で十二分に対応できると判断をしているところでございます。

次に2点目の平日災害時の出動体制と各分団の消防車両を出動させるための必要人員についてでございます。

現在、江田島市内で勤務している団員は385名、団員数の75%でございます。また過去5年間の統計から平日に消防団が出動した火災は、1年間で5.4件。出動した団員は96人で、1件の火災に17.7人出動したことになります。いずれの事案につきましても、常備消防と消防団が迅速・効率的に連携し、消化活動を行うことができ、市民の皆様安心していただいているものと考えております。

次に消防車両を出動させるために必要な人数でございます。

これは総務省消防庁が定める消防力の整備方針で示されておりまして、消防ポンプ自動車は5名、小型動力ポンプは4名となっております。

東日本大震災や熊本の大地震など大きな災害が全国各地で発生し、改めて消防団の皆さんの重要性が認識された一方、団員のサラリーマン化による日中の消防団活動の空洞化は他の市町においても懸案事項の一つでございます。こうしたことから本年4月に消防団から選出された委員により第2次江田島市消防団活性化計画等検討委員会を設置いたしました。この空洞化問題を含め、この委員会におきまして十分に検討を重ねていき

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 御丁寧な回答ありがとうございました。

公園のほうは丁寧に説明がございましたので、1点だけお聞きしたいと思います。

それぞれの公園の特色を生かして将来をにらんで魅力のある公園を計画的に整備に取り組むということで私も理解しているところでございます。

1点だけ、都市公園については都市計画決定時に運動公園とか地区公園などのいわゆる目的、方向づけがされております。それでこの計画から離れることはいけないかと思うんですが、その他の公園についてはそれほど縛りはないと思います。そこで市内には広い土地がそんなにはないんですね。そこで私はその広い土地を有効利用を図っていただきたいと。例えば、ドローンの練習場とか講習場ですね。これらもできる公園を県北の三次かどこかやられておるかと思うんです。我が本市も若者向け、またほかにない公園を考えてはどうでしょうか。この点だけ1点公園についてお伺いいたします。

○議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 公園の活用方法といたしましては、議員が提案されたようなものもあろうかというふうに思います。これから整備方針を検討して、基本構想として取りまとめることとしておりますので、その中でアイデアの一つとして検討させていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 公園についてはこれくらいに1点だけにいたしまして、次に施設の管理について。

法定外公共物でございますが、イノシシよけの柵を設置しております。農道とか里道に柵がされて山のほうへ通れないような状況もあると聞いております。道に柵を設置する場合には、指導されていると思うんですが占用届等は出されておられるのか、お伺いいたします。

○議長（登地靖徳君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） イノシシ対策用の防護柵は、農作物をイノシシ被害から守るということで自己所有地内に設置されているものと考えております。しかし、この防護柵の申請につきましては、この5年間で680件余りあり、御指摘のように里道等の通行に支障がある箇所もあるやもしれません。今後、柵の設置時には通行の妨げにならないように設置者に十分配慮するよう注意してまいります。やむなく里道等に設置する場合には江田島市法定外公共物管理条例等に基づき、適正な申請を出していただくというように指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） これは春にタケノコとりにいくのに柵しとるけん通れんわいやという声があったもんで、お聞きしたわけで、適切に指導していただければというふう

に思います。

次に昨年9月議会でも質問いたしました。急傾斜地において伐採は逐次すると、水路については検討するという回答でございましたが、ことしされる予定があるのか、あれば具体的な箇所をお尋ねしたいと思います。

○議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 急傾斜地崩壊防止施設の維持管理についてでございますけれども、今年度は10カ所を予定しております。このときに水路の点検も行うように考えてございます。なお、このうちの1カ所、大柿町柿浦の中郷地区につきましては水路の土砂撤去も予定しているところでございます。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） この法定外公共物については私は以前から何回も質問しておるんですが、補助率の改正、是正はありましたが、根本的には私は変わりはないんじゃないかと思うんです。確認の意味で再度伺いするわけですが、この認定外道路ですが、日常生活されている世帯は江田島市内で40%から50%という前回の回答もいただいております。市内の半数近くの方がこの法定外道路を利用され生活されております。利用形態は市道と変わらないところもあります。農道・里道、住宅に密集した道も道々に法定外公共物として地元負担を強いられております。公平の原則からかけ離れていると思うんですが、この点はどうでしょうか。お伺いします。

○議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 法定外公共物であります里道につきましては、全体で約2,100キロメートル以上もあります。そのため多くの人に利用されているものというふうに思っております。しかしながら、改修工事を実施することでその利益を受ける人がどの程度かというふうに考えたときに、里道はやはりその地域の方々に限定されることになるというふうに考えております。利益を受ける人が限定されるものにつきましては、その受益者に費用の一部を負担していただくことも公共事業における負担の公平性であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 私が求めていた答えとちょっと食い違うんですが、要は公平でしょうかということをお伺いさせていただいておるんで、その点は土木部長、どう思われますか。

○議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 公平の原則といまして、御質問ですけれども、受益者負担というものを考えていただいて、その地域に限定されるもの、そういったものについて個人の方、その地域の方々に負担をいただくということも市全体で考えたときには特に公共事業をいうもので考えた場合には、そういった部分でも公平性を保つということはあるかというふうに思っておりますので、そういった意味で負担の公平性ということで説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） それでは広島県内の18市町の中で本市と同じような制度を採用している市町はどのくらいあると理解しておりますか。

○議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 県内にあります本市と同様の制度を採用している市町があるかということでございます。

つい先日、県内の本市と広島市を除く21の市町について聞き取りを実施いたしました。その中で行政が全て実施しているところから、地元にて全てお願いをしているところまで市町によりましてその状況はさまざまな状況でございました。その中でおおむね本市と同様の補助制度があるものは4市町というふうになってございました。なお、全て行政で実施していますといったところは、里道については3市町、水路については2町ということになっておりました。一方で全て地元負担でお願いしていますといったところも里道については5市町、水路については3市町ほどございました。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 私らが調べた範囲内では基本的には市町で管理し、除草とか草刈りですね、掃除とかなどは地域にお願いしている市町がほとんどであります。それが普通かなというふうに感じたわけですが、それで他の市町においては状況に応じて市で管理をしている町村も随分多くありました。私はやっぱり状況に応じて判断されるのがベストじゃないかなというふうに思うわけです。特に青線水路ですね、これは利益者が特定されるものではないと私は思うわけですね。前回も言いましたが、水は山から海まで流れていくわけです。その周りのものだけが利益を受けるものではないと思うんですがね。この点について再度お伺いいたします。

○議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 水路についてでございますけれども、水路の受益といいますものは水路があることで浸水の被害を受けないことだというふうに考えております。一般的には河川が大きいほど水があふれたときの浸水被害が大きく、小さい水路があるほどその浸水被害は小さいというふうに言えると思います。そのため小さな法定外水路につきましては、受益者が限定されるとの考えに基づくものでございますので、どうか御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 私は災害を心配しているのでございます。災害が起きてからするのでは、災害を待つのではなく、未然に防ぐためにもぜひ急傾斜地の水路も含めて市で適正に管理をお願いするようにしていただきたいと思っております。

次に、消防についてお尋ねします。

初期消化活動をするには、最低4人から5人と必要だと言われましたが、市内に17分団あるかと思いますが、平日出動が困難な分団もあるかと聞いておりますが、これに

ついて実態を把握されているのか、あれば具体的な分団をお尋ねいたします。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） まず初めに、現在の江田島市におきまして消防の分団数は17分団ですが、1分団は女性分団でございます。女性分団の主な任務は、災害が発生した場合は後方支援、主には防火指導とか救急指導になっております。災害に対応しているのが、16分団ということになっております。

それで実態の把握につきましては、消防本部のほうでも一人一人の団員の皆様の実態は把握しています。市内・市外勤務者及び平日出動できる管轄区域内で働くいわゆる自営業の分団員の皆さんの数は把握しています。それで平日の昼間において団員数が少なくなっている分団は2つあります。1つの分団は江田島の中央第二分団、ここは矢ノ浦部と山田部を管轄しています。団員数は22名で、市内勤務者は19名です。そのうち山田・矢ノ浦で自営業等で常に対応できる団員は2名しかいません。続いて江田島町の西分団でございます。これは宮ノ原部と津久茂部でございます。団員数は40名です。そのうち江田島市内で勤務者している団員は23名です。そのうちすぐに対応できる団員は宮ノ原部3名、津久茂部3名となっております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 江田島町の西分団と江田島中央第二分団がこの4、5人に当てはまらないと。私が聞いておるのは、西分団の津久茂と宮ノ原ですが、宮ノ原には昼間おるいうたら一人しかおらんという声を聞いておるわけですね。市内に勤めておられる方は何人かおります。しかしながら出動は困難であるということをお願いしておるわけでございます。津久茂は3人おられるんですが、それで要は分団員が心配しておるわけなんです。いざ火事になったらどうしようと、それを心配しておるわけなんです。もちろん住民の方は御存じない方もおるかと思うんです。そういう実情を。消防車はそれぞれ津久茂分団も宮ノ原、消防部って言うんですかね。それぞれ消防車を持っております。それで出動するには最低3人か4人要るんでしょ。それは分団で合わせて3人というようなことでは、どうも私はこれで住民は許してもらえるんかどうか、そこらは再度お聞きしたいと思います。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 火災の種別や規模にもよりますけれども、現状では第一報の出動指令におきまして、災害が発生した分団、その地区だけじゃなくて近隣の消防団も同時にすぐ出動してもらおうような対応をとっています。消防活動につきましては、消防本部と消防署ですね、消防署と消防団が合同で火災活動、消火活動を実施して対応している状況でございます。

また今、消防本部のほうでも力を入れているのは火災を防ぐ、そのために女性分団の方も防火指導に力を入れてもらっているんですけども、もう1点、危機管理監のほうと協力して自主防災組織の確立、また防災リーダー等の育成、地域住民の皆様にも消火栓の取り扱い方法なんかも指導して力を入れています。実際には消防本部が着いたときに地元分団の方、また地域住民の皆様がホースを伸ばしていただいている事案も結構あります。

それをすぐ常備消防が引き継いで活動している状況でございます。

現在のところ、実際の火災におきまして消防団の不足によって消防活動、災害活動に支障があったという事案はまだ発生していません。ただし議員おっしゃるとおり今後サラリーマン化は進み、今後の消防団活動の懸案事項の一つとは捉えております。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 私が言うのはそういう事案があつてからでは遅いんですよ。こういう事実があるということ把握して、前向きに考えてほしいんですよ。私は65歳の定年いうのをここらも考えにゃいけないじゃないかと思うんですよ。65歳になって初めて家の近くで畑仕事をしながらおられる方も随分おると思うんですよ。事実おるんですよ。その方を活用するとかね。今言われましたが防災地域リーダーですか、これらとの連携も図るのも必要かと思ひます。また市役所の職員の活用、あるいは宮ノ原と津久茂の場合は、自衛隊が標的機整備隊いうんですかな、それも消防関係があります。まずそういう初期活動ができるような体系を整えてほしいという思いなんですよ。これについてはどうですか。

○議長（登地靖徳君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） 議員おっしゃるとおり各団体との連携や、消防団定年後、元気な人の採用など初期消火活動に期待ができる方法だとは考えています。

サラリーマン化等による平日の団員の確保につきましては現在、機能別分団員としての消防団OB、消防職員OB、また市役所OBの採用や各分団への女性の登用など、現在、第2次江田島市消防団活性化計画と検討委員会において十分検討を重ねています。議員おっしゃったとおり早急に対応しなくてはならない事案と私も思っていますので、早急にそういった形が実現できるように検討重ねていきたいと思ひます。

なお、先ほど言いました標的機整備隊なんですけども、海上自衛隊第1術科学校とは、災害の際における活動の覚書は締結しております。例えば、中央、鷲部、宮ノ原、津久茂、小用において火災等災害が発生した場合は要請すればすぐ出動してもらえるような覚書を締結しています。ここらも十分に活用して市民の皆様の安心安全を確保していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 自衛隊との協定は恐らく大きな火災等が生じた場合の協定じゃないか、初期の活動ではないんじゃないかと私は理解しておるわけでございます。それで初期活動が円滑にできる体制を要望して私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（登地靖徳君） 以上で、9番 山本秀男議員の一般質問を終わります。

次に、1番 平川博之議員。

○1番（平川博之君） 皆様、こんにちは。また傍聴者の皆様も大変御苦労さまです。

1番議員、公明党の平川博之でございます。

それでは通告に従い、質問いたします。

その前に山根議長におかれましては本当に心より御冥福をお祈りいたします。

通告に従い、質問させていただきます。

最初に、国の推計によりますますといわれる団塊世代が75歳以上となる2025年に向けてさらに100万人の介護従事者が必要とされております。今後、江田島市民が住みなれた地域で生き生きとした生活を送り、適正なサービスを受けるためには、介護従事者の確保がますます重要な課題と考えます。

そこで質問ですが、1点目として人材確保に対する市としての考えを伺う。

2点目として職員の待遇改善を目的とした介護職員待遇改善加算の現状について伺います。

次の質問ですが、先ほども述べましたとおり2025年には75歳以上の方の人口急増が予想されます。となると、ひとり暮らしの方も必然的に急増すると考えられます。そこで独居老人対策及び見守りについて、具体的な対策及び今後の市の方針・考えについてお伺いします。

以上、2項目についてお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（登地靖徳君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平川議員から2項目3点の御質問をいただきました。項目ごとに順にお答えさせていただきます。

初めに1項目めの介護従事者の人材確保等についてお答えをさせていただきます。

1点目の人材確保に対する市の考え方でございます。

介護従事者は地域包括ケアシステムの構築に必要な社会資源であります。この確保については、重要課題の一つとして認識いたしております。本市におきましては平成23年2月に田中前市長の発案により市内の介護保険事業所13施設で構成する江田島市老人福祉施設等連絡協議会を設立し、この課題に対応するため人材確保推進体制整備事業を実施しているところでございます。この事業では人材の確保及び育成のため、市商工会との合同求人説明会、就職フェア in えたじまや市内事業者が連携し医療や介護職を対象とした研修会や講演会を継続実施いたしております。さらに本年度から新たな取り組みとして市内外のひとり親を対象として就労研修から介護職員としての自立を目指すひとり親人材育成事業や、広島国際大学医療福祉学部の学生を対象とした「江田島で働こう、職場の魅力説明会」の開催を計画いたしております。また広島県におきましても介護人材の確保、育成、定着のため、行政、事業者団体など25の団体で構成する広島県福祉介護人材確保等総合支援協議会を設置し、取り組みを進めております。

本市も福祉の職場総合フェアにブースを出展するなど、市内事業者へも参加を推奨しているところでございます。今後とも県や市内事業者とより一層の連携を図りながら、一人でも多くの介護従事者の方に市内で働いていただき、地域の高齢者福祉の向上と定住促進に貢献できるよう努めたいと考えております。

次に2点目の介護従事者の確保のための介護職員処遇改善加算の現状についてでございます。

国は平成24年度の介護報酬改定で他の業種より低い水準とされる介護職員の給与引

き上げのため、介護職員処遇改善加算を創設いたしました。さらに平成27年度と平成29年度に介護報酬改定が行われ、制度を最大限に活用した場合の職員一人当たりの賃金月額が3万7,000円相当の引き上げとなっております。この制度を活用する事業所は県または市への事業計画書の提出が必要となります。介護職員の経験年数や資格に対する任用要件、賃金体系を整備するなどの要件を満たすことが義務づけをされております。本市ではこの制度が活用できる介護保険事業所は、平成29年4月現在18法人でおおむね300人の方が働いておられます。このうち11法人に制度を活用いただいております。平成27年度の実績では職員一人当たりの賃金月額が平均で2万6,000円程度の引き上げとなっております。

続きまして2項目めの独居老人に対する対策についてお答えをさせていただきます。

現在、支援を必要とする方への見守り等の具体策については、民生委員さんの活動の一環として見守り活動をいただいているほか、市としては安心生活創造推進事業の取り組みを進めているところでございます。これは市社会福祉協議会に委託し実施しているもので、主には4つの事業がございます。

1つ目は、地域内の課題の掘り起こしや見守り支援方法、買い物支援方法を検討する小地域テーブル会議の開催。

2つ目は、自治会、女性会、老人クラブや警察署、市役所など計16団体で組織いたします、えたじま見守り支援ネットワーク推進協議会の見守り支援員の皆さんによる訪問活動の実施でございます。

3つ目は、近隣に商店がなく、買い物弱者がいる地域に向けて移動販売車で出向き、買い物ニーズの充足だけでなく、高齢者や障害者などのひきこもり防止やつながりの場づくりを目指す買い物支援モデル事業の実施。

4つ目は、災害発生時において地域内で自力避難できない支援を必要とする方を把握し、支援方法や体制づくりを行うための災害時要援護者及び支援者検討会議の開催、これら4つの事業でございます。

このほか、ひとり暮らしの高齢者の日常生活の不安を軽減する見守りの仕組みとして、体調の急変などの緊急時にボタンを押して委託業者に対応を要請する緊急通報システムや、遠隔地の家族が光回線を利用して電気製品の利用やドアの開閉で生存確認ができるeみまもりがでございます。

高齢者の皆さんを見守るための具体的な対策及び今後の方針につきましては、地域福祉に関する活動への市民の皆さんの参加促進などを目的に策定をいたしました地域福祉計画により安心して暮らせる環境づくりを基本目標の一つをして支援を必要とする方を地域で支える環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） では再質問させていただきます。

先ほど答弁された中に、制度を活用できる事業所は18法人あるということで、その11法人が活用しているということなんですが、残っている7つの利用していない事業者に対して市として対応しとるのか、また利用されない理由はどうしてなのか、ちょっ

とお答えください。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 事業を活用していない事業所への取り組みについてのお尋ねでございます。

事業を活用していない事業所は、本市におきましては7法人でございます。国の調べでは処遇改善加算を活用できるけれども活用していない事業所というのは、9対1ということで全事業所のうち1割は活用していただいている。これが本市の場合は、18法人のうちの7法人でございますので、38%、約4割の事業所に活用していただいているという現状があるんですけども、この国が実施しております状況調べの中で理由などを見ますと、届け出をしない理由というのに答えておる理由の多くが、事務作業が煩雑であるので利用していないというのが大きな理由となっております。本市でこの届けをしていただいている7つの法人は、いずれも小さい規模の法人でございますので、実際にこの事業所の皆さんにヒアリングを行ったわけではございませんが、国の調査にございますようにこの事業をとっていただくためには、きちんとした事業計画を提出していただいて、その後も詳細な実績報告を上げていただく必要がございますので、推察するところ、この国の調査の理由にありますとおり事務作業が大変煩雑なものになっておるので現在のところ活用していただけてないのであろうというふうに私のほうでは思っておるところでございます。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） せっかくいい制度があるのに、活用されないのはちょっともったいないし、働く方も運営される方にとってもいい事業なんで今後も推進していただけるように御尽力いただきたいと思えます。

では続いて行きます。

先ほどからずっと出てますけど介護人材の確保について、江田島市として地域包括ケアシステム等もありますが、どのような研修会等行っているのか、具体的にお答えください。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 先ほど市長の答弁にもございましたように、本市では平成23年2月に田中前市長の発案で市内13施設の事業所で構成されております江田島市老人福祉施設等連絡協議会を設立していただいております。この事務局は社会福祉協議会に担っていただいておりますけれども、現場の困り事でありましてか介護人材の不足については肌身で感じていただいております事業所の皆さんにこういった研修会が必要であろうということの御意見をいただきながら、その折々に年度年度で計画を立てていただき、研修会や講演会を実施していただいております。

また本市では、地域包括支援センターを直営で運営しておりますので、地域包括支援センターの職員がやはり他職種での連携事業ということで市内介護事業所の他職種の皆さんと日々お話をさせていただく中でどういったことに困っておるか、そういうことをつぶさに捉えながら、その折に触れての研修会を企画実施をさせていただいております。

またケアカフェと申しまして、介護に従事していただいている皆さんが一つの事業所に集って、仕事が終わった後にそれぞれの事業所での悩み事などをお話しいただく機会も設けさせていただいておりますので、議員の御指摘の地域包括ケアシステムの構築が本市にとっては喫緊の課題となっておりますので、これからも現場で働いていただいている皆さんの声をつぶさに拾い上げながら、早急にこの地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 1 番 平川議員。

○1 番（平川博之君） 引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次行くんですが、ちょっとここは私ずっと懸念しとんですけど、現在の福祉保健部の職員の数ですよ。職員数のことではさまざまもめるんですが、ちょっと江田島市の人口は約2万4,000人ちょっとで、2万1,000の方が大体有権者ということで、それ以上の方が、その中に約4割くらいの方が高齢課に行くような方がいらっしゃると思うんですが、そういった中で職員の数が今後、たくさんいるといたら申しわけないんですが、多くいないとなかなかサービスなんかができないんじゃないかという不安をちょっと懸念しとるんですが、今、現状で福祉保健部として人数は十分に足りていて、運営もうまくいっとるんかどうか、部長、お答えください。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 職員の体制につきましては、明岳市長も職員体制については今後、職員の資質向上を図ることにおいて市民サービスの充実を図ってまいりたいというふうにお答えをさせていただいておるとおり、福祉保健部におきましてもこれからは厚労省のほう地域共生型社会の実現ということで高齢者の方、障害者の方、生活困難者の方、また子育て世代の方、そういった方を包括的に支援していく仕組みづくりがこれからは大切になるということで方向性を打ち出しております。

これまでは福祉のサービスにおきましては法律に従う中でそのサービスを提供させていただくということで職員がその事務に従事してきておりましたが、これからは厚労省が出しております新しい福祉サービスの提供の形になってくるということが見込まれますので、福祉保健部においては私自身はこれからは職員の資質向上ということでより企画力の高い職員の育成に努めていきたいというふうに考えております。地域共生型社会の実現というのが大きな今後の福祉部門においてはテーマになるというふうに認識しておりますので、その観点で職員の育成に努めてまいりたい、このように考えておるところです。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 1 番 平川議員。

○1 番（平川博之君） 資質向上というのはよくわかるんですが、幾ら仕事ができても、例えば病気で休んだりとか、長期急病で休む、病休ですね、になると残った方への負担等があるんですが、そこを例えば部長とか課長さんが補佐できるのかどうかいうたら、なかなか難しい部分も出てくるんじゃないかと思うんですよ。そういった部分も考えながら、職員が回せばいいですがその部署部署で大変じゃいうことで職員が増えるの

がええとか言うんじゃないんですが、ある程度は1人増えることによってこれだけのサービスができるようになりました言うて答えられれば、また市民の方にもしっかきそういったアピールもできて苦情もないんじゃないかなと思うんで、この辺ももしあれだったら検討していただいて。ちょっと時々夕方遅くに福祉保健部のほうに行くと、ずっとあそこに女性の方とか男性の方もいますけど、遅くまで作業されとってんですよね。そういった部分もちょっと心配な部分がありましたのでこの質問させていただきましたので、今後、検討していただければと思います。

ちょっと次へ行きますけど、処遇改善のことをお聞きしたんですが、処遇改善やりますけど、その目的の達成に対する市としての評価はどのようになされているのか、教えていただければと思います。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 処遇改善の評価でございますが、県の実施した処遇改善の実施状況というところで調査項目がございます。県の調査によりますと、平均の賃金改善月額が事業規模で10人から50人未満の介護職員の事業所規模でいいますと、加算の実施状況が2万6,755円という数字が出ております。これに届かない数値になっておりますが、本市では2万6千幾らかという賃金改善の実施ができておりますので、賃金改善という部分では取り組みをしていただいておりますというふうに認識をしておりますけれども、先ほど議員御懸念いただいた7法人については、まだこの加算制度の取り組みをしていただいておりますので、今後も事業所の皆さんとの連絡協議会などの場を踏まえながら、この加算制度への取り組みについては普及啓発を図っていきたいというふうに考えておりますし、事務が煩雑であるということの理由でございましたら、そういったところについても御相談に乗らせていただきたいと思いますというふうに考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） ずっと以前から私も何回か質問させていただいて、そういった介護に従事する方の賃金のアップというのが夢だったので、幾らかいうのがありましたからあれですが、本当すごくきつい仕事で現地行ってみるとなかなか大変なんで、今後もこういうのを続けていってもらいたいと思いますのでお願いします。

高齢化に伴いまして、要介護認定の受ける方の増加また重度化に対応するための体制の強化と並びにサービス内容の充実等の取り組みは行っておられるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 先ほどの答弁と重なるところがございますが、平川議員には、この定例会の折々に地域包括ケアシステムの構築の状況は本市においてはどのようになっておるかということについて御心配をいただいておりますのでございます。本年度中には、このケアシステムの構築に一定程度のめどを立てる必要がございますので、引き続きこの地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。私自身は、この取り組みが福祉保健部の今年度一番大きな取

り組みになろうというふうに認識しておりますので、本市におきましてもここは大きな行政課題というところで4月当初より高齢介護課の中に地域包括ケアシステムを推進するための推進係を設置してきておりますので、自治会の皆さんなどの御協力も得ながら、今後この江田島市にとってこのシステムを構築することが高齢者の皆さんが生まれ育った地域の中で健やかに生涯をお送りいただけるために、ぜひ必要なものなんだということの普及啓発から進めていきたいというふうに考えておりますので、今後も引き続き議員の皆様方にも御協力・御理解いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） 再度、介護従事者について、最後の質問になるんですが、私も今回、質問を考えておまして、これ私の提案ですけど、介護職員待遇改善計画いうのをもし作成されて、今後の賃金とか職場環境等の改善につながればと強く思って、もしこういうのをきちっとつくってあげれば今後先ほど言いましたけど団塊の世代に向けての8年後ぐらいをめどにきちっとしたものができるんじゃないかと。これ早くつくればよりよいものができるんじゃないかと思うんですが、この意見はちょっとどんなかお聞かせいただければと思うんですが。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 介護職員の皆さんの待遇改善について、大変御心配をいただいております。

改善計画を策定してはという御提案でございますけれども、本市では今年度、高齢者福祉第7期の介護保険事業計画の策定年度に当たっております。前年度からの取り組みとしましては、高齢者への皆さんへのアンケート調査でありますとか、在宅で介護を利用させていただいてる皆さんのアンケート調査ということで、前年度は利用者の皆さんの利用実態を把握すること、意向を把握することの取り組みをさせていただいておりますが、今年度は事業所の皆さんへの第7期介護保険事業計画への意向調査ということでアンケート調査なども今現在、計画しておるところでございます。議員御提案いただいた処遇改善への取り組みについて、せっかくの機会でございますのでその取り組みについて事業所の皆さんがどのような思いを持っておられるか、まずはそういったところからつぶさに現場の皆さんの声を拾い上げさせていただいて、第7期の介護保険事業計画の中にそういったものを盛り込むことができましたら、そのところで検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） アンケートというのはすごく大事なんですが、いつもいいアンケートなんかを見ると、事細かに例えば男性の方専用とか女性の方とか若年者の方とか高齢者の方とかいうふうに、高齢者いうことはないんですが、そういった事細かに内容を変えながらやってあげれば、より一歩深くアンケートもとれるんじゃないかと思うんで、こちらのほうもしっかりアンケートとっていただいて、いいものをつくっていただきたいをお願いします。

じゃあ独居老人について少しだけお聞かせいただきたいんですが、現在、市内全域に居住されているひとり暮らしの高齢者の人数はどのくらいなのか、まず最初に教えてください。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） お尋ねの御質問に合致しているかどうかわかりませんが、現在、独居の高齢者の方でございますが、平成29年6月1日現在で75歳以上の単身高齢者は2,282世帯でございます。これは本市の同時期の世帯数が1万2,788世帯でございますので、17.8%に当たります。ですのでざっくり言いますと5から6世帯に1世帯は75歳以上の単身高齢者の方の世帯。引き続いて75歳以上のみの世帯はこれに加えて878世帯ございますので、75歳以上の単身の世帯と75歳のみの世帯を合わせますと3,160世帯になりますので、全体で24.7%ですので大きく言えば4世帯に1世帯が75歳以上の方おひとりの世帯か、もしくは75歳のみの世帯ということで、それぞれの皆さんが地域の中をお考えいただいて大体4世帯に1世帯はそういう世帯状況になっておるとというのが江田島市の現在の状況でございます。以上です。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） ちょっと驚く数字ですよ。なかなか急を要すると言ったら失礼なんです、しっかり対策していかないと今後増え続けるのは目に見えてわかっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど答弁の中にあつたeみまもりですよ。これは私も大体わかるんですが、もう少し詳しくちょっと御説明いただけたらと思ひます。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） eみまもりでございます。江田島市見守りサポート事業ということで、市の社会福祉協議会に委託して実施していただいておりますが、おひとり暮らしの御高齢の方、障害のある方の世帯に光回線を活用しまして電気製品、例えばテレビでありますとか冷蔵庫でありますとかそういったものの開閉の状況を遠くにお住まいの御家族の方にその状況をお知らせして「あれ、きょうは朝はいつも冷蔵庫をうちのお母さんは開けるとのに開けてないぞ」とか「いつもうちのお父さんは朝はテレビを10時から見るようになってるんだけど、あれきょうはテレビのスイッチがついてないぞ」とか、そういうものが光回線を通じてインターネットでパソコン上でその状況が見られたりですとか、そのシステムを管理しておる市社協さんですとかプロバイダーなどが「あれ、山本の遠方にいる母親がきょうはテレビを見ていませんよ。きょうは冷蔵庫が開いてませんよ」というのをメールで知らせてくれる、そういったサービスでございます。

現在、江田島市では市社協のほうにお願いをさせていただいて14世帯の方に御利用をいただいております。

なお、初期工事費については光回線の接続が必要になりますので2万円から3万円のお金がかかるんですけれども、この初期工事費については市のほうで全額補助させていただいております。また月額利用料が3,000円から4,000円程度かかるんです

けれども、この部分につきましても住民税非課税世帯については半額程度の補助をさせていただきますとおるところでございます。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） 安心を買うということで多少お金かかりますがしっかりこういうものを取りつけていただいて、ひとり暮らしの方が安心して暮らせるように今後も引き続きやっていただければと思います。

先ほどeみまもりと一緒に市長のほうから答弁ありましたけど、緊急通報システムというのは、ひとり暮らしの高齢者の方、ひとり暮らしですよ、独居老人の方は全て対象となるのか。またこちらは取りつけたりいろいろするのに費用はどのくらいかかるのか、お聞かせください。

○議長（登地靖徳君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） すみません。費用についての資料が今、手元にございませませんが、今現在、江田島市内の皆さんにはおひとり暮らしの65世帯の方に利用していただいております。

こちらについては、おひとり暮らしの方が体調に異変を感じたときにボタンを押してみずからの体調の急変を業者でありますとか消防署でありますとかそういったところに伝えていただくというシステムで、こちらについても現在使っていただいて遠くに離れた御家族の方に御安心をいただいているシステムというふうに認識しております。

以上です。

○議長（登地靖徳君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） ありがとうございます。

では市長の施政方針の中に高齢者の方の安心な暮らしを確保するための取り組みを盛り込んでいるというふうに福祉のほうでお答えがありました。本当、不安を抱えながら生活を送っている高齢者の方のために安心を送っていただけるよう行政職にかかわる皆様の考えるチャレンジに期待して、私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（登地靖徳君） 以上で、1番 平川議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にして、延会したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

なお、2日目はあす、午前10時に開会いたしますので、御参集をお願いします。

本日は、御苦勞でございました。

（延会 15時26分）